

ツール・ド・九州2025開催に伴う県内プロモーション企画運営業務  
委託仕様書

1 委託事業名

ツール・ド・九州2025開催に伴う県内プロモーション企画運営業務

2 契約期間

契約締結日～令和7年11月30日

3 目的

ツール・ド・九州2025（以下「本大会」という。）を開催するにあたり、効果的な機運醸成の実施により、本大会の魅力を県内に広く周知し、大会当日の誘客に繋げるもの。

4 業務概要

- (1) 100日前セレモニーでのトークショー及びバーチャルサイクリング体験の実施
- (2) 「県庁ロビー展」の実施
- (3) デジタルサイネージ及び駅広告の実施
- (4) メディア及びWEBでのPR
- (5) ベースボールパーク筑後でのPR
- (6) PRブースの出展
- (7) ノベルティの制作
- (8) その他

5 業務内容

- (1) 100日前セレモニーでのトークショー及びバーチャルサイクリング体験の実施

① 時期

令和7年7月2日（水）

② 場所

県庁ロビー中央部分

③ 実施内容

ア：自転車競技及び開催地域の魅力発信トークショー開催（15分程度）

- ・トークショーのゲストやトーク内容について企画し運営すること。
- ・セレモニー全体の司会進行及び場面切り替え等については県職員が実施する。
- ・スピーカー及びワイヤレスマイク2本が使用可能。

イ：一般の方向けにバーチャルサイクリング体験ブースを1セット設置し運営すること。実施にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・使用するアプリについては指定をしない。
- ・コースについては、アプリ内の既存コースを使用すること。
- ・体験が円滑に実施できるよう体験機材及び通信環境等を整備すること。
- ・以下の備品については、委託者から貸出可能。その他必要な備品は、受託者が必要に応じて手配をすること。

- スマートターボ神楽LST9200（スマートトレーナー）
- FALAD（NESTO、大人用ロードバイク）

④ その他

バーチャルサイクリング体験の実施にあたっては、参加者の安全に十分に配慮できる実施体制を整えること。

(2) 「県庁ロビー展」の実施

① 時期

ア：令和7年7月2日（水）～10月14日（火）（予定）

イ：令和7年10月20日（月）～10月31日（金）（予定）

② 場所

県庁1階ロビー（展示面積26㎡程度）※使用エリアについては未確定

③ 展示内容

ア：来庁者に対して効果的に本大会や開催地域の魅力が伝わる展示内容とすること。

イ：大会終了後、本大会の写真パネルを10枚程度（A1サイズ）及び大会結果をまとめたものを作成し、展示すること。なお使用する写真は委託者が提供したデータを使用すること。

④ その他

展示期間は、以下の備品について委託者から貸出可能。その他必要な備品は、受託者が必要に応じて手配をすること。

- 50インチモニター1台
- 全身マネキン1体
- パーテーション
- 長机
- 延長コード

(3) デジタルサイネージ及び駅広告の実施

① 時期

令和7年9月中旬～10月上旬のうち2週間程度

② 実施内容

県内複数箇所で、デジタルサイネージ及び駅広告を実施すること。なお、福岡市内の人が多く集まる場所や、本大会開催地域の駅等での実施を含めること。

③ その他

- ・デジタルサイネージに使用する動画や画像は委託者が手配するため、必要なサイズを事前に提示すること。
- ・駅広告は、委託者が提供するデータ素材を使用し掲示物を作成すること。

(4) メディア及びWEBでのPR

① 時期

令和7年9月中旬～10月上旬

② 実施内容

メディアやWEBを通して県民に対して本大会や開催地の魅力を効果的に伝え

大会当日の観戦を促すこと。なお、以下の項目を必ず含めること。

ア：テレビCMの放映

- ・ ツール・ド・九州 2025 福岡ステージのPR 及び交通規制情報の発信を実施すること。なお、放映にあたっては以下の点に留意すること。
  - ▶ 複数の放送局で放映すること。
  - ▶ 全日（06：00～24：00）で15秒×50本以上を放映すること。
  - ▶ 放映するCMは、委託者が用意した15秒の映像を使用すること。

イ：ラジオ放送でのPR

- ・ 福岡ステージ開催地域でスポットCM等を用いてツール・ド・九州 2025 福岡ステージのPRや交通規制情報の発信を実施すること。

ウ：WEB広告の実施

- ・ SNSや動画配信媒体等にてツール・ド・九州 2025 福岡ステージのPRの広告を実施すること。

エ：SNSでの発信

- ・ 20～30代をターゲットに、発信力の高いインフルエンサー（フォロワー数：5万人以上）を活用し、本大会の観戦方法や楽しみ方に関する投稿を実施すること。

(5) ベースボールパーク筑後でのPR

① 時期

令和7年7月中旬～9月中旬のうち1日～3日程度

② 実施内容

ベースボールパーク筑後の来場客に向けて、大会当日の観戦を促す効果的なプロモーション方策を企画し運営すること。

例：CMの放映・入場ゲートサンプリング等

③ 周知人数

3,000人以上

※ノベルティやチラシを直接受けとった人数をカウントすること

(6) PRブースの出展

① 時期

令和7年5月上旬～9月下旬

② 場所

福岡ステージ開催地域の複数箇所で実施

③ 実施内容

地域の方が多く集まる祭り等のイベントの場で、本大会をPRできるブースを出展してノベルティの配布等を行い、大会当日の観戦を促すこと。

④ 周知人数

3,000人以上

※ノベルティやチラシを直接受けとった人数をカウントすること

## (7) ノベルティの制作

以下のノベルティについて、委託者が提供する大会ロゴデータを用いてデザインし制作すること。

- ▶ ウェットティッシュ 3,000 個
- ▶ うちわ 3,000 枚
- ▶ 応援用スティックバルーン 5,000 セット

## (8) その他

- ・参加申込書を提出した者に対しては、福岡ステージ開催地域の情報を提供する。
- ・提供情報は本公募における企画提案書類の作成以外の目的に利用してはならない。
- ・実施する時期、場所、内容の詳細については、委託者と協議の上決定すること。
- ・プロモーションを実施するにあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定すること。ただし明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

## 6 成果品

成果品については、次の形式により随時納品すること。

- ① 完了報告書（A4判）：紙媒体1部、PDF形式で保存したUSB1個
- ② 展示物・ノベルティ等：別途指示するところによる。

※4（5）（6）で周知した人数を①に記載すること。

## 7 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受託者の負担とする。

## 8 帰属

- ① 受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ③ ②の規定は、受託者の従業員、仕様書10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ④ ②及び③の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- ⑤ 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用

又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- ⑥ 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- ⑦ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ⑧ 受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- ⑨ 電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

## 9 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

## 10 再委託の取扱い

- ① 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。
- ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 11 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受託者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。